

2017年 村尾事務所ニュース

村尾経営労務研究所・高松北部労務協会
特定行政書士・特定社会保険労務士・労務調査士®
高松市中央町8-10 TEL087-835-1477 FAX835-1496
http://muraio-company.sakura.ne.jp/



官庁申請代行・人事労務 ～頑張る企業支援～

- 社保・劳保・産廃・建設許可、入札指名願、経営審査
各種助成金申請など官庁申請手続
- 就業規則等諸規程の整備、人事・労務諸制度、給与計算
- 労働紛争解決手続代理 ■ 行政不服申立、告訴、告発
- 労務トラブル未然防止点検 ■ 監督署是正勧告対応

平成29年8月1日号

無期転換ルールへの対応

有期労働契約が繰り返し更新されて通算5年を超えたとき、労働者の申し込みにより、無期労働契約に転換できるルール（いわゆる5年ルール）が規定された改正労働契約法施行から間もなく5年が経過し、平成30年4月以降から無期転換への申し込みが本格化するとされています。今回は、それまでに企業が準備しておくべきことを確認いたします。

■無期転換イコール正社員化ではない■

改正法が施行された際に、一部マスコミで「有期契約労働者が5年経過後に正社員化される」と報道されたこともあり、無期転換イコール正社員化と誤解しているケースがありますが、そうではありません。労働契約の期間の定めが無期となりますが、その他の労働条件（給与・労働時間等）は就業規則等に別段の定めがない限りは従前のままとなります。無期転換後に労使とも誤解の起こらぬよう、転換後の労働条件について就業規則に明記する等の方法で周知徹底する必要があります。

■定年の定め■

有期契約労働者は契約期間満了時に更新の判断を行うため、一般的には定年を定めておく必要がないとされていますが、無期転換後は契約更新という概念がなくなるため、新たに定年を設ける必要があります。また、高齢者パート等の多い職場では、無期転換時にすでに定年年齢を超えているというケースも想定し、第二定年（例：「無期転換後2年経過で定年とする」等）を検討する必要があります。



■定年再雇用者も5年ルールの対象となる■

定年再雇用者も再雇用後の有期契約が通算5年を超えると、無期転換権が発生します。ただし、この点に関しては、労働局に「継続雇用の高齢者に関する申請書（第二種計画認定）」を提出し、認定を受けることにより、無期転換ルールの対象から外すという特例の適用を受けることができます（有期雇用特別措置法）。

無期転換の申し込みが本格化する前に、再度制度の確認と自社での対象者のピックアップ、また上記の点に注意して就業規則等の再整備を進めていただければと思います。



夏期休暇: 8月11日～8月15日

緊急連絡先: 090-3789-0358

精神障害労災支給最多の498件

厚生労働省は2016年度の労働に起因するうつ病などの精神障害による労災認定は、前年度から26件増加し、過去最多の498件だったと発表しました。うつ病の発病の原因としては、月80時間以上の残業や2週間以上の連続勤務など、仕事の量・質にかかわるものが149件と最も多く、次いで多かったのは嫌がらせやいじめ、パラハワなどの対人関係に関するもので、合わせて100件でした。年齢別の労災認定件数をみると、40代が144件で最多。次いで30代が136件、増加傾向にあるのが若年層で、20代は前年から20件増えて107件、10代は7件増えて9件となっています。



NEWS ダイジェスト

- 未払い賃金の時効「2年」見直しの議論開始
労働者が未払い賃金を請求できる権利が消滅する時効（消滅時効）について、現行の「2年」という規定の見直しに向けた議論が始まった。金銭の支払いを請求できる期限を「原則5年」に統一する改正民法が5月に成立したことを受けたもの。
- 最低賃金引上げへ議論開始
厚労省の中央最低賃金審議会において、2017年度の最低賃金額の引上げの議論が始まった。「働き方改革実行計画」では、最低賃金の年3%程度の引上げとともに、全国平均で1,000円とする目標が明記されている。10月に改定となる。